

平成 17 年度 保健福祉局実施プラン（中間報告）

1 中間報告の概要

保健福祉局は、市民の主体的な参加と市民、事業者、行政の協働によって、乳幼児から高齢者までの全ての世代の人たちが、“安心して暮らせるぬくもりのある地域社会”の実現を目指しており、その達成に向けて、このプランで掲げる事業を着実かつ積極的に進めております。

このたび、年度前半の取り組みの進捗状況について中間報告いたしますが、当初の計画に無かった事柄を新規に実施したり、また、計画で予定する時期よりも早く実施することができたなど、市民サービスの更なる充実・向上となった「特に良い経過」にある事業も多くありました。一方で、一部の事業において若干の遅れを生じたものもありますが、全体的には、多くの事業が順調な経過であると考えております。

保健福祉局としては、これからの年度後半に向けて、現在の順調な経過を維持していくとともに、一部の事業における進捗の遅れや課題等の解決に向けた取り組みを重点的に行いながら、より一層、効果的・効率的な取り組みとなるよう努めていきます。

平成 17 年（2005 年）10 月 25 日

保健福祉局長 七 田 博 文

保健福祉局理事 横 山 直 満

2 重点取組事項の進捗状況

年度前半（9 月末時点）の取り組みの進捗状況については、市民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、下記の判断基準により、各事業名の左側の記号で表しております。

【凡例】判断基準

：特に良い順調な経過

（計画に予定していない事柄を新規に実施したものや、予定していた実施時期よりも、早く実施・達成しているものなど、市民サービスのレベルアップが図られたもの）

：順調な経過

：思わしくない経過（実施時期の遅れなど）

：計画上 10 月以降に実施するもの

(1) まちづくりの施策

【医療・健康づくり】

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業

育児不安や育児困難、児童虐待等に結びつく可能性が高い要因を有する妊婦、親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児支援を行うための体制を整えています。(情報提供医療機関数 16年度: 27ヶ所、17年度(8月末現在): 32ヶ所 情報提供数 16年度: 225件、17年度(8月末現在): 97件)

不妊治療支援事業

医療保険が適用されず高額の治療費がかかる特定の不妊治療について、「特定不妊治療費助成事業」として、平成17年4月1日以降に指定医療機関で実施した特定不妊治療(体外受精および顕微授精)について、1年度10万円を上限に費用の2分の1を2年度間にわたって助成します。また、「不妊専門相談事業」として、保健師による一般相談・電話相談と、専門医及びカウンセラーによる専門相談を実施し、不妊に悩む方への相談体制を整えています。(2事業とも、平成17年10月から実施)

若者の健康に関する知識の普及啓発

若い人々の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率を低下させるため、医療機関と行政が連携し、正しい避妊方法や性感染症の予防法について普及・啓発を行う事業を、平成17年4月から、医療機関及び保健センターで開始しています。具体的には、医療機関(市内の産科・婦人科、泌尿器科医療機関)では受診された方を対象に、保健センターでは「若者の性の健康相談」「若者の性の電話相談」を開設し、治療を終了された方や罹患に不安のある方等を対象に、正しい避妊方法や性感染症予防について事業共通のリーフレットを活用し、指導・相談を実施しています。また、「健康さっぽろ21」のホームページ・携帯サイトにより性に関する正しい知識および情報の提供等を行っています。

「健康さっぽろ21」推進事業

市民の方々が自主的に健康づくり活動を続けられる環境を整えるため、IT(ホームページ、携帯電話)を活用した健康づくり情報の提供や、市民からの健康づくり宣言の募集・公開、企業等からの禁煙・完全分煙施設等の募集・公開を行っています。後半の取り組みとしては、保健医療関係機関と連携を図りながら、企業・職場での健康づくりとの関係を強化していきます。

「食育」推進事業

市民の方々が健全な食生活を送れるよう、平成17年3月に食育基本法(平成17年7月施行)の考え方を取り入れた「札幌市食生活指針」を策定するとともに、その普及・啓発のために「食育推進フォーラム2005」の開催や学校等への啓発リーフレットの配布をいたしました。年度後半は、さらにボランティア団体等との協働により積極的に食育の考えを広めていきます。

歯周疾患健診事業の充実

4月から歯周疾患の早期発見、早期治療を推進するため、検診の対象年齢をこれまでの40歳及び50歳に加え、60歳及び70歳までに拡大しました。また、更に国民健康保険加入世帯における対象者への受診勧奨となる個別通知を開始しています。(受診者数: H16実績150名 H17(7月末時点)168名)

ヘルシーコミュニティ促進事業

健康づくり活動の実践を支援するため、自主活動グループに対する助成等を行うとともに、グループ活動の育成やネットワークづくりを支援しています。9月末で、111グループ(3,423人が活動)に助成金を交付しているほか、助成対象の候補として育成中のグループも22グループあります。今後の取り組みとしては、助成金交付グループを150グループとすることを目指し、グループの育成やネットワークづくりに取り組んでいきます。

外食料理栄養成分表示の推進

市民の方々が自主的に食に関する健康管理を行えるように、メニューの栄養成分表示を行う飲食店を増やしていきます。(平成16年度末506店、平成17年9月末520店)後半の取り組みとしては、栄養士会、栄養士養成校等と連携し表示店増加の取組を一層強化していきます。

(仮称)第2斎場の整備運営

これからの火葬需要への対応、市民の方々の利便性、災害時の対応などを考慮し、現在の里塚斎場のほかに、本市第1号のPFI事業として手稲区手稲山口地区に新たな火葬場を整備しています。平成16年4月に建設工事に着手し、現在、順調に建設が進んでいます。後半の取り組みとしては、来年1月末には完成するため、火葬炉の試運転や従事者の研修を経て、予定どおり4月1日から開設の予定です。

【高齢者・障がい者・生活保護・国民健康保険】

地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

高齢者保健福祉計画策定

社会情勢の変化に伴う高齢者の生活環境や市民意識の動向などを踏まえて、高齢者保健福祉計画の総合的な見直しを行っています。

転倒骨折予防推進ネットワーク事業

高齢者の転倒骨折の予防・再発防止を進めるため、保健・医療・福祉関係者などによるネットワークを構築し、適切な支援体制づくりや予防知識の普及を図っています。現在、推進会議を設置し、専門職員等によるワーキング会議を開催し、平成 18 年度から実施する転倒予防に関する新たな介護予防事業の実施について検討を進めています。なお、平成 17 年度 8 月までの転倒予防教室の開催は 192 回、参加者 2,609 人と、昨年比約 15～20%上回る実施状況となっています。

転倒骨折予防推進ネットワーク事業

高齢者の転倒骨折の予防・再発防止を進めるため、保健・医療・福祉関係者などによるネットワークを構築し、適切な支援体制づくりや予防知識の普及を図ります。

「2015 年の高齢者介護」推進事業

厚生労働省の研究機関が示した「2015 年の高齢者介護」の方向性を踏まえ、高齢者虐待を防止するための身近な地域でのよりきめ細やかな支援など、適切な介護サービスのあり方を研究するとともに、認知症など援護を要する高齢者やその家族への支援体制を強化します。なお、当初の計画にはありませんでしたが、国の「認知症を知り地域を作る 10 年」キャンペーンの一環として、認知症の理解を地域に広める講師の養成研修を 8 月に実施し、地域への認知症の理解と適切なケアを普及するためのきっかけ作りとなりました。

ねんりんピック開催準備

平成 21 年の「ねんりんピック（全国健康福祉祭）北海道・札幌市大会」の開催に向けて、北海道と共同で、大会の基本構想の策定などの準備に取り組んでいます。

全身性重度障がい者 24 時間介護体制の確立（17 20 時間/日）

在宅で単身生活を送る全身性障がいのある最重度の人を支援するため、介護サービスの 24 時間化を進めています。（17 時間/日 20 時間/日）

障がい者グループホームの拡充（知的：92 112 か所 精神：23 33 か所）

知的障がいのある人や精神障がいのある人が、食事の提供や生活指導など一定の援助を受けながら地域で自立した共同生活を送る場となるグループホームを増やします。また、整備の推進を図るため、本年度から設置費補助を実施したことにより、整備状況が順調な傾向にあります。なお、知的障がいについては、16 年度末で 92 か所の設置数に終わったため、17 年度は 20 か所増の 112 か所の設置を進めていきます。また、精神障がいについては、16 年度末で 1 か所が事業廃止したため、17 年度は 33 か所となっています。

障害児（者）地域療育等支援施設事業

在宅で生活する障がいのある子ども（人）を対象に、訪問などによる相談支援や療育指導、福祉サービスの利用に関する調整を行う事業を実施しています。障がいのある方の地域生活を支える中核的な相談支援事業として位置付けており、相談件数は年々増加しています。

児童移動介護の対象年齢の拡大（小学生～17 歳 0～17 歳）

障がいのある子どもの地域での自立した生活や社会参加を支援するため、外出の際にガイドヘルパーが付き添う「児童移動介護」の利用対象年齢を拡大しました。（小学生～17 歳 0～17 歳）

重症心身障害児（者）通園事業

重度の知的障がいと肢体不自由が重複する人を対象に、通所により日常生活の訓練や健康管理を行う「重症心身障害児（者）通園事業」を実施しています。（登録者数：H16.9 実績 90 名 H17.9 実績 101 名）

自閉症者自立支援センターの整備

自閉症者への専門的な生活訓練、その家族や施設関係者などに対する相談支援を行う施設を整備し、11 月より指定管理者による施設運営を開始します。

精神障がい者の地域生活支援センターの運営

地域で生活する精神障がいのある人を支援するため、必要な情報提供、相談、助言などを行う「地域生活支援センター」を4ヶ所運営し、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進に向けた取組を進めています。

障がい者のための施設の整備

知的障がいのある人が、通所で日常生活や就業に必要な訓練・作業などを行う施設の整備を進めています。施設整備の進捗状況は、当初予定どおり順調です。後半の取組としては、新たに2施設が着工となり、設置主体と十分な連携を図っていきます。

ITを活用した障がい者在宅就労支援事業

障がいのある人のITを活用した在宅就労を効果的に促進するため、関係者による検討会議を設置し、就労支援機関の設置等について検討を行います。なお、検討会議委員の委嘱に時間を要し、会議の開催状況がやや遅れ気味です。

小規模作業所の運営強化推進事業

障がいのある人に対し、作業や創作活動など社会参加の機会を提供する小規模作業所の運営体制を強化するため、関係団体と協働して実態調査や運営指導などを行っているほか、今年度中に、ライラックホール及び市役所本庁舎内で、小規模作業所の活動を紹介するパネル展の実施、授産製品の販売会を行う予定であり、障がいのある人の地域での活動の啓発や授産製品のPR等について積極的に取り組んでいます。

精神科救急情報センターの運営

精神障がいのある人やその家族からの医療相談に24時間対応し、医療機関への連絡調整など適切な対応を行う「精神科救急情報センター」を運営しています。

- 障がい者への理解促進事業

障がいのある人に対する市民理解が深まるよう、関係団体などと連携して、交流を促進するためのセミナーなどを開催します。「障害者週間」に合わせて12月中の実施を予定しています。

障がい者による政策提言サポーター制度の運営

障がいのある人の意見を市政に反映するため、障がいのある人が自ら意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行います。平成17年度は、懇談会2回(4月、10月)、意見聴取3回(5~7月、手稲区、南区、北区)を行い、10月には市長に提言書を提出しました。

聴覚障がい者用字幕(手話)入りビデオカセット自主制作・貸出事業

視聴覚障がい者情報センターの開設に伴い、5月から地域に根ざした情報などを盛り込んだ字幕や手話入りのビデオカセットの自主制作を開始し、聴覚障がいのある人への貸し出しやCS障害者放送での発信を行っています。

高齢者・障がい者の快適生活支援事業

高齢者や障がいのある人が在宅で快適に暮らせるよう、適切な福祉用具の利用、住宅環境の改善、日常生活での動作方法などについての情報提供や相談支援体制を充実します。白石区にて、延べ23日間相談窓口を試行開設しました。後半の取組としては、10月には(仮称)札幌市福祉用具・住宅改修連絡会を開催します。

福祉のまちづくり環境整備事業(工事4駅、設計3駅)

誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指して、地下鉄駅にエレベーターや車いす使用者用トイレの整備を進めます。当初計画(工事3駅)に1駅を追加し、計4駅で工事中です。

- 福祉除雪事業

高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業等と協働して間口除雪などのサービスを行います。事業期間は、12/1~3/25

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活が送れるように、日常生活の相談、金銭管理、福祉サービスの利用援助等を行っています。9月末の実契約件数は117件となり、順調に契約者が増加しています。

福祉のまち推進事業

区や地区の福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設の確保について支援します。後半も引き続き、地域住民主体の支え合い活動の活性化に向けて、まちづくりセンター、町内会、民生・児童委員、NPO、ボランティア団体、福祉施設等と連携して、各地区の福祉のまち推進センターの支援を行っていきます。

特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスの整備

介護や日常生活上の支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、特別養護老人ホーム1ヶ所、老人保健施設2ヶ所を新規開設したほか、現在、特別養護老人ホーム2ヶ所、老人保健施設2ヶ所、ケアハウス1ヶ所の整備を進めています。

その他重点取組事項

介護保険制度見直しへの対応

介護保険制度は平成18年度（一部は17年10月から）予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立など、大幅な改正が予定されております。そのため、新制度の円滑な実施に向けて必要な準備を進めていきます。

国民健康保険の収納対策の強化

国民健康保険料の収納率は、全国でも最低水準にあります。今後は、収納体制の見直しによる未納の滞納防止対策の推進、滞納整理業務の強化と滞納処分などを積極的に推進することにより、収納率の向上を図るとともに、負担の公平性を保ちます。（平成18年度までに一般現年度分収納率82.1%）なお、国保加入世帯の平均所得が低下しているなど、厳しい現状において、目標値を達成することは困難な状況です。しかしながら、収納対策強化への取組は順調に進んでおり、その効果は少しずつ現れています。

社会福祉法人、社会福祉施設への指導體制の強化

施設経営にとって最も大切なことは利用者を尊重し、利用者の立場に立った処遇が行われることです。社会福祉法人・施設が福祉サービスの担い手として、利用者を尊重した適正な運営を行っているかどうかをしっかりと確認し、適切に指導していきます。そのために監査体制を強化し、重点的、効率的な指導監査を進めております。なお、重点的・効率的な指導監査を実施した結果、社会福祉法人の不祥事が発覚し、札幌市で初めての改善命令を発することになりました。後半も、重点的・効率的な指導監査を実施していきます。

生活保護受給者に対する就労支援

本市の保護世帯数は、ここ数年、増加傾向にあります。その状況に対応するため、各区に就労支援相談員を8名配置し、面接の受け方や履歴書の書き方などの技術的助言を行ったり、各種職業相談に応じるとともに公共職業安定所への同行などを行い、被保護者の就労・自立を支援しています。

(2) 市民自治

重点項目1：市民意見の施策反映

【主な取組】

障がい者による政策提言サポーター制度（再掲）

市民公募委員参加による審議会等の運営

福祉のまちづくり推進会議委員24名のうち5名を公募した。また、国保運営協議会の被保険者代表の委員全員を公募とする。なお、国保の公募委員については積極的に審議してもらえよう、国保制度の研修を実施しています。

イベント開催、意見募集など市民参加機会の手法の検討及び改善

・「山菜展」（4月）を保健所庁舎ロビーにて開催し、また、「暮らしの衛生展」（5月）や「秋のきのこ展」（9月）を地下街オーロラタウンで実施するなど、生活に密着する衛生知識の普及改善について、各種イベントを通じて積極的に呼びかけている。また、後半の取組として、世界エイズデーにおいてNPOをはじめ広範な市民団等との協働により、効果的な予防啓発キャンペーン事業（12月）を行います。（保健所）

・10月には、「いきいき福祉健康フェア2005」に出展し、衛生研究所業務の啓発を行います。（衛生研究所）

・来年度から高等看護学院と新大学が同じ建物で併存することとなり、学生の教育環境等も大きく変わることから、学生の声を直接聴く機会を増やし校務運営に反映させるため、意見箱を新設した。（高等看護学院）

・今後、H18.1までに、次期「介護保険事業計画（案）」を取りまとめ、市民からの意見募集を行う予定。（保健福祉部）

重点項目 2：行政から市民への情報（伝えたいこと）提供の充実

【主な取組】

市民向けのリーフレットの作成時に、わかりやすい表現方法を検討

「生活保護のしおり」にふりがなを記載したり、各種パンフレットに図や注釈を多く記載するなど、見やすくわかりやすい印刷物の作成に努めています。

利用しやすいホームページを作成

重点項目 3：市民の市政情報（知りたいこと）入手の充実

【主な取組】

コールセンターの積極的活用

特別甲慰金に関する問い合わせや、18 年度から高等看護学院の学生募集を停止することなどで活用した。また、保健所では、本年度から、感染症に係る緊急情報の提供、夜間・休日エイズ検査の予約窓口等として積極的に活用しており、インターネットの E メールによる夜間エイズ検査（匿名・無料）の申込み件数も多くなりつつある状況です。

ホームページによる保健福祉情報の提供

局の各種事業のお知らせなど、市民に便利な情報をできる限り早く更新するように努めていきます。

(3) 市役所改革

重点項目 1：サービスアップ行動計画の推進

【主な取組】

定期的開催される局・区長会議などを積極的に活用し、区への情報提供、区からの情報収集を的確に行うとともに、局内各部の間で、重要課題や重点施策の実施状況などの情報交換を行い、共通認識の形成に努める

・区長会議や関係部長会議等において、区の保健福祉部の 18 年度機構改革等について、随時報告しています。

・次期「介護保険事業計画」について、区職員を対象とした意見募集を実施しています。また、1 月の区長会議において、次期計画(案)を諮る予定です。

悪い情報（苦情トラブル等）はすばやく報告するよう徹底し、市民の不利益となることのないよう迅速な対応を図る

苦情やトラブルなどの対応は、今後とも迅速に対応していきます。

重点項目 2：市民の視点からの組織編制の検討

【主な取組】

区保健福祉部組織体制検討プロジェクト(本庁及び区の関係係長で構成)において、現行体制を総合的に検証し、市民ニーズや新たな課題に対応した体制のあり方について検討する

市民サービスの向上や効率的・効果的な業務執行の視点から、区職員と本庁職員が一体となったプロジェクトなどにより検討を進めています。現在、その検討結果について、本庁・区において組織的な検討・調整を行っています。

区レベルでの検討・意見調整を図るとともに、まちづくりへの支援体制や市民サービスの向上等について市民まちづくり局等関係局との協議を進める